

平成 29 年度

国の予算編成に対する重点要請書

平成 28 年 5 月

川崎市

川崎市政の推進につきましては、日ごろから格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

大正13年に人口5万人で誕生した川崎市は、今では人口が148万人を超え、現在も伸び続けているとともに、生産年齢人口の割合が約70%を占める若い世代が支える都市です。

また、市内へ研究開発機関が次々に立地し、その数が約400に及ぶなど、近年、川崎の「成長力」が高まってきております。

こうした川崎をさらに、一歩先へ、もっと先へ進めるため、本年3月に策定した「川崎市総合計画」に基づき、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」を基本とした「成長と成熟の調和による持続可能な最幸（さいこう）のまち　かわさき」の実現をめざした取組を推進しているところです。

今後、少子高齢化と人口減少が急速に進んでいく中で、自治体の歳入が大幅に増加することが見込めない一方で、多様化・増大化していく市民ニーズにきめ細かく対応するためには、地域経営の視点を持って効果的かつ効率的なサービスの提供に努めていくことが必要です。

このためには、国と地方の役割分担を明確にした上で、地方が担うべき分野については国の関与を廃すとともに、財政面においても自立できるよう税源移譲を進めることができます。

こうした真の分権型社会の実現に向けて、国の制度改善を要請する事項や、本市の事務事業の推進にあたり適切な財政措置が必要な事項を中心として取りまとめました。

つきましては、平成29年度国家予算編成において、本市の要請事項について、特段の御配慮をお願いいたします。

平成28年5月

川崎市長 福田 紀彦

重 点 要 請 事 項

○ 安 心 の ふ る さ と づ く り

地方税財源の充実確保について ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	1
県費負担教職員制度の見直しに伴う財源措置について【新規要請項目】 ······	3
障害者制度改革に係る財政措置等について ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	5
「介護サービス制度」の改善について ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	7
セーフティネットの更なる充実等について ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	9
子ども・子育て支援事業計画の着実な推進と質の確保に向けた取組 及び子どもの医療費の助成の在り方の検討について ······ ······ ······ ······ ······	11
安全・安心で良好な教育環境の充実について ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	13

○ 力 強 い 産 業 都 市 づ く り

殿町国際戦略拠点（KING SKYFRONT）における 国家戦略特区の取組推進とイノベーション創出について ·····	15
“水素社会”の実現に向けた川崎水素戦略の着実な推進について ·····	17
羽田連絡道路をはじめとする 臨海部地域の交通ネットワーク基盤の整備・充実について ·····	19

※【新規要請項目】とは、今年度要請にて新規に項目立てをしたもの

地方税財源の充実確保について

【内閣府・総務省】

■ 要請事項

- 現行6：4となっている国と地方の「税の配分」を、まずは5：5となるようにすること。さらに、地方税の配分割合を高めることにより、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」とすること。
- 大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。
- 国庫補助負担金は、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

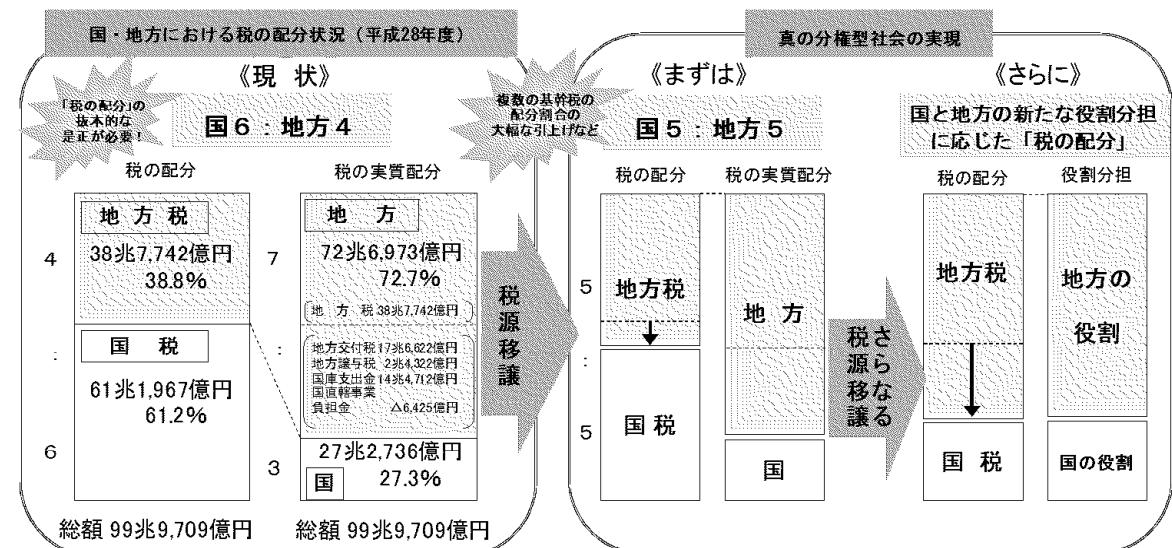
■ 要請の背景

- 真の分権型社会の実現に向けた改革では、国と地方が分担すべき役割を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるとともに、新たな役割分担に即した国と地方の税源配分への見直しなどを、国と地方が対等な立場で十分な議論を行いながら進め、国に依存した財源の規模を縮減し、地方自治体の財政運営の自由度を高めるとともに、国・県・市町村の三層構造による重複の無駄を省く国全体の構造改革を進めることが重要です。
- 指定都市は、圏域の中核都市としての役割や人口の集中・産業の集積に伴う大都市特有の財政需要を抱えています。加えて、指定都市には事務配分の特例により道府県の事務・権限が移譲されておりますが、地方税制は事務・権限等に関わりなく画一的であるため、必要な財源について、税制上の措置が不十分となっています。このため、指定都市が大都市特有の財政需要や事務配分の特例に対応した財政運営を行えるよう、個人・法人所得課税及び消費・

流通課税に係る国・道府県からの税源移譲により大都市税源の充実強化を図るべきです。

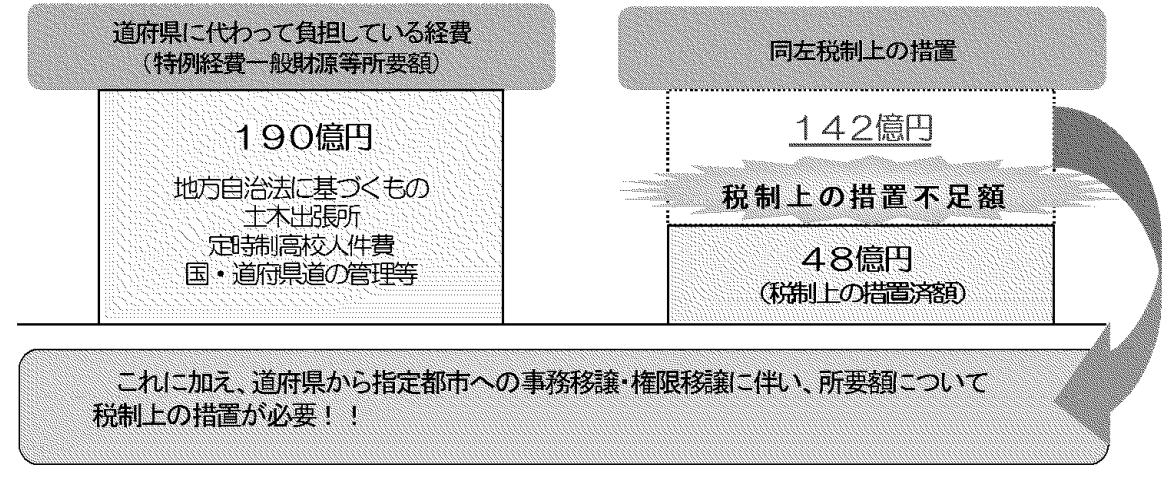
- 国庫補助負担金については、地方への税源移譲を中心とした抜本的改革を進めるべきであり、国は速やかにその工程を明らかにするべきです。

国・地方間の税源配分のはざま



注 地方法人税の拡大の影響により、今後、市町村と国との税の配分格差がさらに拡大する。

大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額 (平成28年度予算に基づく概算)



この要請文の担当課／財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183

県費負担教職員制度の見直しに伴う財源措置について

【総務省・文部科学省】

■ 要請事項

県費負担教職員の給与などの負担、定数の決定、学級編制基準の決定等、県費負担教職員制度に係る包括的な権限が指定都市に移譲されることに伴い必要となる財源について、現在道府県が提供している教育行政の水準を維持できるよう、教職員給与はもとより、移譲に係る事務関係経費を含めた所要額全額を適切かつ確実に措置すること。

■ 要請の背景

- 平成25年11月、指定都市所在道府県と指定都市は、国の適切な地方財政措置を前提として、県費負担教職員の給与負担などの包括的な権限を指定都市へ移譲すること及び個人住民税所得割2%の税源移譲を行うことに合意しました。この合意を踏まえ、関係法律の改正が第4次一括法として平成26年6月に公布されたところです。
- 平成29年4月に予定されている権限移譲に向けた地方財政措置の検討に当たっては、現在道府県が提供している教育行政の水準を、指定都市への権限移譲後においても維持できるよう、国は引き続き指定都市と協議の上、指定都市の財政運営に支障がない適切な方法を早急に設定すべきです。
- 基準財政需要額については、小・中・特別支援学校に係る教職員の給与、共済費、退職手当及び移譲により生ずる事務関係経費等に関し、適切に所要額全額を算定すべきです。基準財政収入額については、指定都市と道府県の合意の前提である財政中立の観点から、適切に算定すべきです。
- 移譲初年度においては移譲税源が平年度化しないおそれがあることから、移譲税

源相当額が確実に指定都市の歳入となるよう、適切な措置を講ずるべきです。

- 人事・給与等に関するシステム構築など、移譲に係る経費についても、所要額全額を国において適切かつ確実に措置すべきです。

税源移譲初年度における個人住民税の状況

本市収支フレームに基づく試算(平成29年度)

平年度

(単位:億円)

個人住民税所得割 2%	
397	
うち普通徴収分	うち特別徴収(給与)分(4月~3月)
110	287
税源移譲初年度	
うち普通徴収分	うち特別徴収(給与)分(6月~3月)
110	239
4、5月分	48
県の歳入	
市の歳入	
特別徴収の年度切り替え 6月	

権限移譲に係る人件費・システム構築・運用経費

(単位:億円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度以降
人件費	0.7	0.9	0.9	0.9
システム構築経費	—	0.8	1.2	—
システム運用経費	—	—	—	0.4
合計	0.7	1.7	2.1	1.3

この要請文の担当課／財政局財政部資金課

TEL044-200-2183

教育委員会事務局職員部県費教職員移管準備担当 TEL044-200-0366

障害者制度改革に係る財政措置等について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 障害者総合支援法に基づく生活介護サービス等の報酬について、現状を踏まえ、適切な単価を設定すること。
- 2 地域生活支援事業について、その必要な経費について、十分な財政措置を講じること。
- 3 就労希望者数の増加を踏まえ、障害者就業・生活支援センターの設置・運営費について、十分な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 障害児については、平成24年4月に児童福祉法において、「放課後等デイサービス」等により、授業の終了後又は学校の休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行う支援を行うことで、結果として、御家族のレスパイトや就労支援に役立っています。しかしながら、特別支援学校等を卒業し、障害者総合支援法上のサービス利用となると、特に生活介護の事業所に通所し、16時から17時には帰宅し、一人でいることが困難な場合、御家族の就労継続が困難になることなど、障害児と同様な制度の充実を求める声が年々増加していることから、生活介護事業所における延長支援の充実が求められている状況です。生活介護事業所からは、採算性や職員体制を確保するために十分な報酬にならないといった御意見をいただいたおり、当該加算の見直しが必要です。

- 平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、障害者の地域における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、全国一律の法定障害福祉サービスと併せて、自治体の裁量において地域の実情やニーズに沿った様々な支援を提供する地域生活支援事業を位置づけております。この事業は障害者が地域で生活していくうえで必要不可欠なものであり、今後も事業を安定的に継続して実施していくためには、相当額の財源を確保する必要がありますが、国からの補助金は、要綱に基づく交付額に達していない状況が続いています。

- 障害者就業・生活支援センター事業は、都道府県の地域生活支援事業と位置づけられており、國の方針では、各都道府県の指定する障害保健福祉圏域ごとに1箇所程度の設置となっています。本市においては、市全域が1つの障害保健福祉圏域となっており、都道府県の地域生活支援事業の対象は1か所ですが、同センターは企業就労を希望する障害者と一般企業を結ぶ「つなぎ」という重要な役割を担っており、就労支援は障害のある方が地域で自立した生活をしていくための重要な支援であることと併せて、より身近な地域で支援を提供することが効果的であることから、本市においては、市域を南部・中部・北部に分けての3か所設置しております。障害者数や企業数などの就労実績に直結する要因は、都市部、地方によって障害保健福祉圏域ごとに異なることから、地域の実情に応じて複数設置するなどの柔軟な対応が求められています。

■ 費用

- 平成29年度地域生活支援事業費 約15億円 (国費1/2 約7億円)

■ 効果等

- 国と自治体の負担責任の適正化
○ 障害者制度改革の推進と効果的な制度運用

(表1) 地域生活支援事業の実績【平成26年度実績額】

(単位:百万円)

事 業 費	要綱に基づく 交付額 (A)	交付額 (B)	川崎市超過負担分 (A) - (B)
1,337	688	424	264

(表2) 障害者就業・生活支援センター等登録者数の推移

(単位:人)

	設置数	H23	H24	H25	H26
障害者就業・生活支援センター (国庫補助対象)	1か所	240	267	327	410
障害者就労援助センター (本市単独設置)	2か所	353	427	502	649

この要請文の担当課／健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 TEL 044-200-2663

「介護サービス制度」の改善について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 要介護度等の改善・維持を図った介護サービス提供事業者に対し、インセンティブを付与するなど、新たな介護報酬制度の構築に向けて取組を進めること。
- 2 自治体が独自に取り組む事業に対する補助制度を創設し、新たな介護報酬制度を構築するまでの間、財政支援すること。

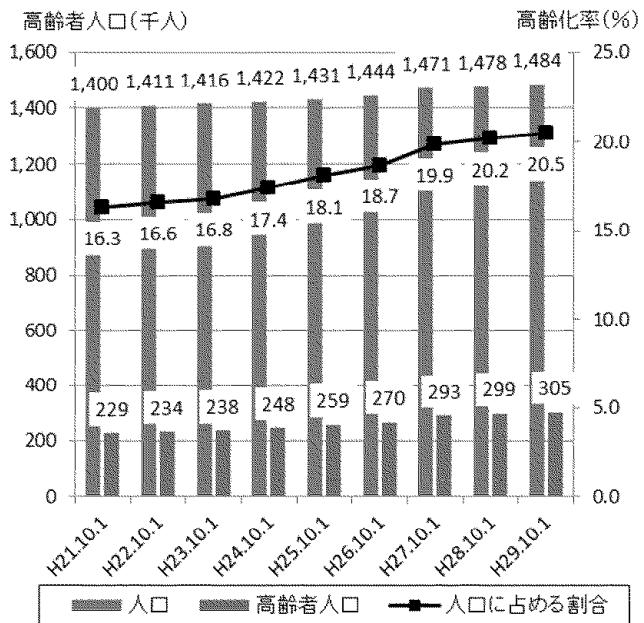
■ 要請の背景

- 高齢者人口、要介護認定者の増に伴い、介護給付費が増加し、介護保険料も上昇しています。
- 現行の介護報酬制度は、要介護度が改善すると、報酬が減る仕組になっています。
- 要介護度の改善等を図った場合、介護サービス提供事業者に対し、一定のインセンティブが付与される新たな介護報酬制度に見直しを図ることが必要です。また、長期にわたって、要介護度等を維持した場合にも同様な仕組が必要です。
- 本市では、要介護度等の改善・維持の促進を図る仕組により、無理なく安心して介護サービスを利用でき、いつまでも「元気なお年寄り」でいていただけることを目的として、学識経験者や介護関係団体などの有識者から意見をいただきながら検討を行う「かわさき健幸寿プロジェクト」を府内に設置しております。
- このプロジェクトにおいて、介護サービス提供事業者の質の評価を行い、要介護度や日常生活動作の改善・維持について、効果のあった事業者に対し、一定のインセンティブが付与される新たな仕組を平成28年度から開始します。

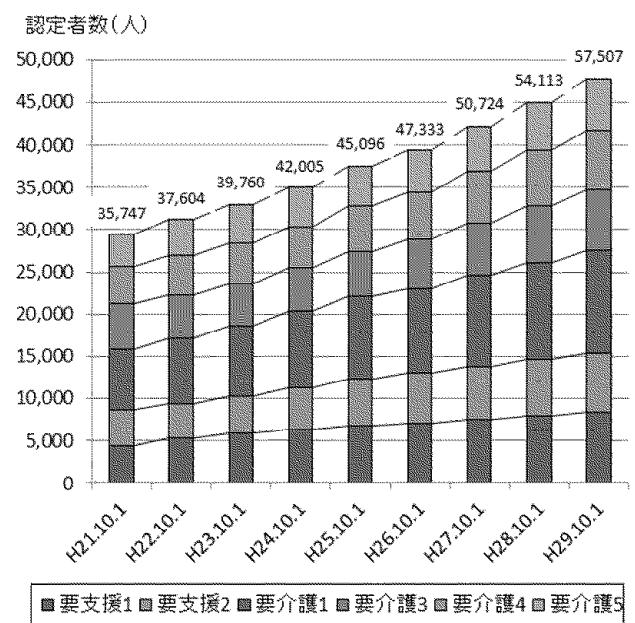
■ 効果等

- 要介護度等の改善・維持が図られた場合、一定のインセンティブが付与される新たな介護報酬制度により、介護保険給付費及び介護保険料の上昇の抑制につながります。
- 介護給付費及び介護保険料の上昇の抑制により、超高齢社会にあっても、介護保険制度が維持可能な制度として継続が図られます。
- 実際にサービスを提供している介護現場において、自治体独自の取組により得られた効果等の検証結果を国にフィードバックすることで、新たな介護保険制度の見直しに際し、有効な基礎資料として活用することができます。

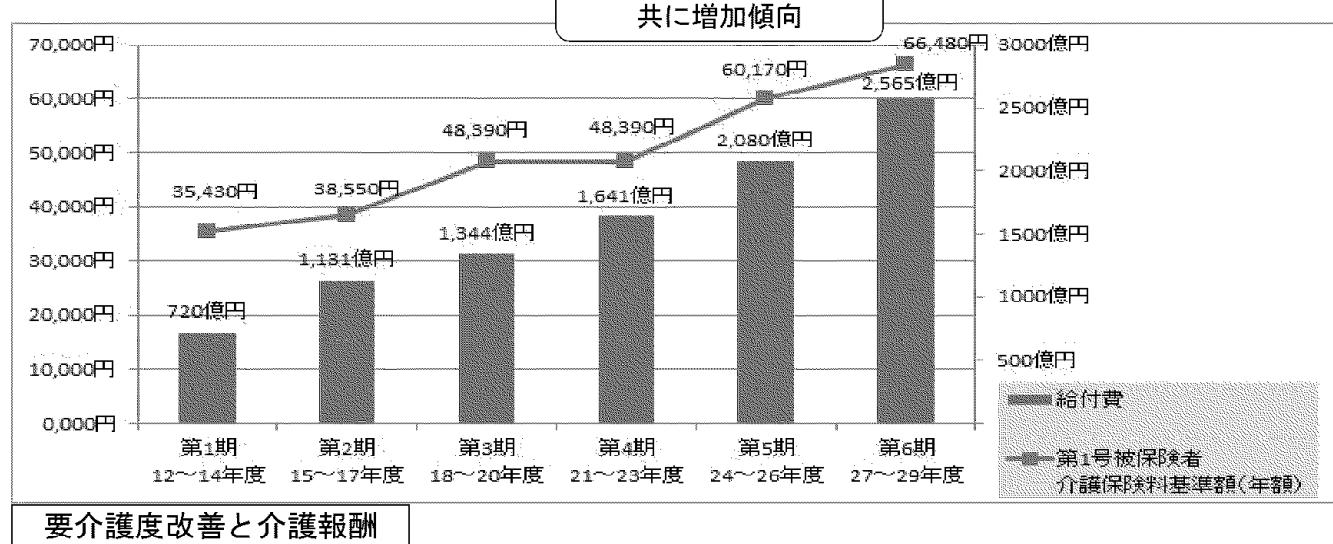
高齢者人口の推移



要介護認定者数の推移

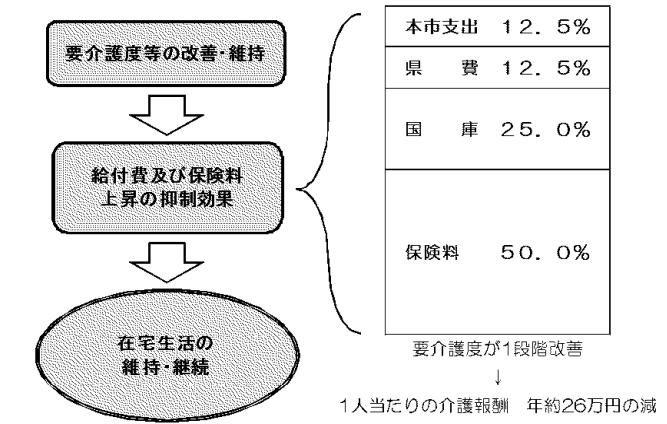
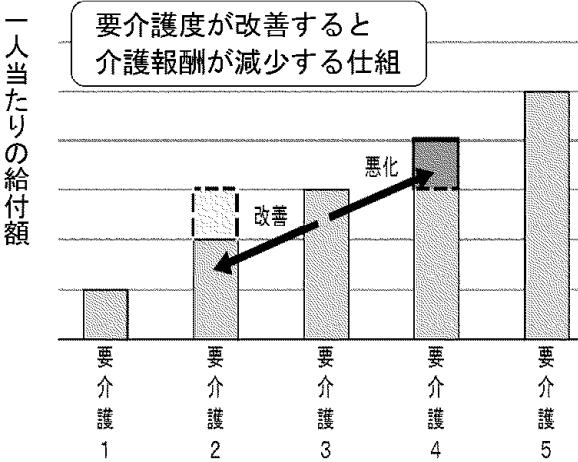


介護保険料・給付費の推移



要介護度改善と介護報酬

かわさき健幸寿プロジェクトイメージ図



この要請文の担当課／健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 TEL044-200-2647

セーフティネットの更なる充実等について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 生活保護費については、全額国庫負担とすること。
- 2 生活困窮者自立支援法の施行に伴い、法律に位置付けられている事業を確実に実施するため、必要な予算措置を行うこと。また、生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業などの任意事業については、緊急性に鑑み、国の補助割合を増額すること。
- 3 生活困窮者支援の相談員育成について、生活困窮者自立支援制度における人材養成研修を拡充するなど、国が責任を持って人材の養成を行うこと。

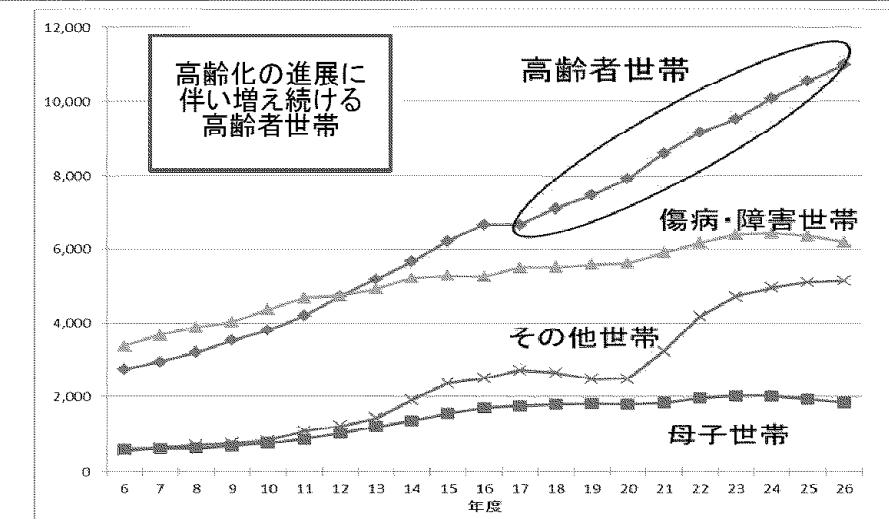
■ 要請の背景

- 生活保護制度の適正化に向け、指定都市市長会及び全国市長会を通じ、年金制度など社会保障制度全般のあり方の見直しとともに、医療費の一部自己負担など、生活保護制度の抜本的な見直しについて提案してきました。しかしながら、超高齢社会の進展に伴い、今後も高齢者世帯は増え続けることが見込まれています。生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国の責任において全国一律に実施する制度であり、国がその費用の全額を負担すべきものです。
- 平成27年に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、本市では、「川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）」を開設し、生活困窮者の自立に向けて、相談支援を行っています。一方で、国においては、同法に必須事業、任意事業が位置付けられましたが、その事業ごとに国庫負担（補助）基準額が設定され、実質的に国の負担（補助）に上限が示されています。また、学習支援事業は、国がその費用を全額負担し実施してきたところ、同法の施行に伴い、基準額及び補助率が設定されましたが、「貧困の連鎖の防止」に向けて、更なる事業の充実が必要です。
- 国が実施している生活困窮者支援に携わる相談員の人材育成については、全国一律の制度として、更なる人材育成の充実・強化が求められています。

■ 本市の取組

- 生活保護制度については、これまで国の補助金を積極的に活用し自立に向けて多様な就労支援等に取り組んできました。しかしながら、就労能力や就労意欲に欠ける対象者が残っており、更なる就労支援等の構築が必要です。
- 生活困窮者自立支援制度に係る国庫補助（負担）事業について、平成28年度は、市負担分を予算化することで事業実施を図っていますが、平成29年度においては、補助基準額が減額されるため、同規模の事業実施が困難になります。

1 本市における生活保護受給世帯の現状



2 本市扶助費の推移

[単位: 億円]

	扶助費総額	うち国負担	うち市負担
H15決算	404	295	109
H20決算	446	330	116
H28予算	602	443	159

2 生活困窮者自立支援制度にかかる国庫補助額について

- 平成26年度 ⇒ 平成27年度～平成28年度 … 制度化による補助率(3/4、2/3、1/2)の削減
(モデル事業(10/10))
- 平成29年度 … 経過措置の終了による補助基準額の減額
(単位:千円)

市事業名 (国庫補助事業メニュー名)	補助率	生活困窮者自立支援法							
		平成27年度申請額			平成28年度申請予定額			平成29年度見込額 (平成28年度ベース)	
		事業費 (補助基準額)	国庫補助額	市負担額	事業費 (補助基準額)	国庫補助額	市負担額	事業費 (補助基準額)	国庫補助額
① 生活自立・仕事相談センター事業（自立相談支援事業）	3/4	254,436 (316,800)	191,933	62,503	291,297 (316,800)	228,491	62,806	259,000 (259,000)	194,250
② ホームレス巡回相談事業（自立相談支援事業）									
③ ホームレス自立支援センター事業【3事業合計】（自立相談支援事業）	2/3	146,907 (363,600)	97,938	48,969	182,489 (363,600)	121,659	60,830	182,489 (333,000)	121,659
④ ホームレス自立支援センター事業【3事業合計】（一時生活支援事業）									
⑤ 住居確保給付金事業（住居確保給付金）	3/4	26,537 (-)	19,902	6,635	30,179 (-)	22,634	7,545	30,179 (-)	22,634
⑥ 学習支援事業（学習支援事業）	1/2	40,000 (51,840)	20,000	20,000	50,000 (47,500)	25,000	25,000	50,000 (47,500)	25,000
合計		467,880	329,773	138,107	553,965	397,784	156,181	521,668	363,543
									158,125

※学習支援事業の66,700千円は、高校中退防止加算額(7,200千円)と家庭訪問加算額(12,000千円)を含む。

この要請文の担当課／健康福祉局生活保護・自立支援室 TEL 044-200-2643

子ども・子育て支援事業計画の着実な推進と質の確保に向けた取組及び子どもの医療費の助成の在り方の検討について

【内閣府・文部科学省・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 増大する保育ニーズに対応するため、保育所、小規模保育事業等の増設に係る必要な財政措置を継続的に行うこと。
- 2 幼保連携型認定こども園の設置や幼稚園からの認定こども園への移行促進、認可外保育施設の認可保育所や小規模保育事業等への移行支援を図るために必要な財政措置を継続的に行うこと。
- 3 公定価格における質の改善事項について、児童や保育士等の待遇向上のため、1歳児及び4・5歳児の職員配置の改善に係る財源を確保し、早期実現に努めること。
- 4 幼稚園就園奨励費補助事業に係る市町村に対する実質的な補助を拡充し、市町村の超過負担の解消を図るために必要な財政措置を継続的に行うこと。
- 5 我が国の喫緊の課題である少子化対策として、国の責任において、子どもの医療費の助成について、全国一律の制度として構築すること。

■ 要請の背景

- 本市の人口は、依然として増加の一途を辿っており、これに伴って就学前の子どもの数が増加しています。また、核家族化の進行や共働きをする子育て家庭の増加などの影響により、保育所利用申請者数は毎年増加しています。

平成27年度については、1,605人分の認可保育所の整備や、170人分の地域型保育事業の整備のほか、幼稚園の認定こども園の移行等により95人分確保するなど、平成28年4月に向けて全市で1,870人増の24,739人の保育受入枠を確保したところです。

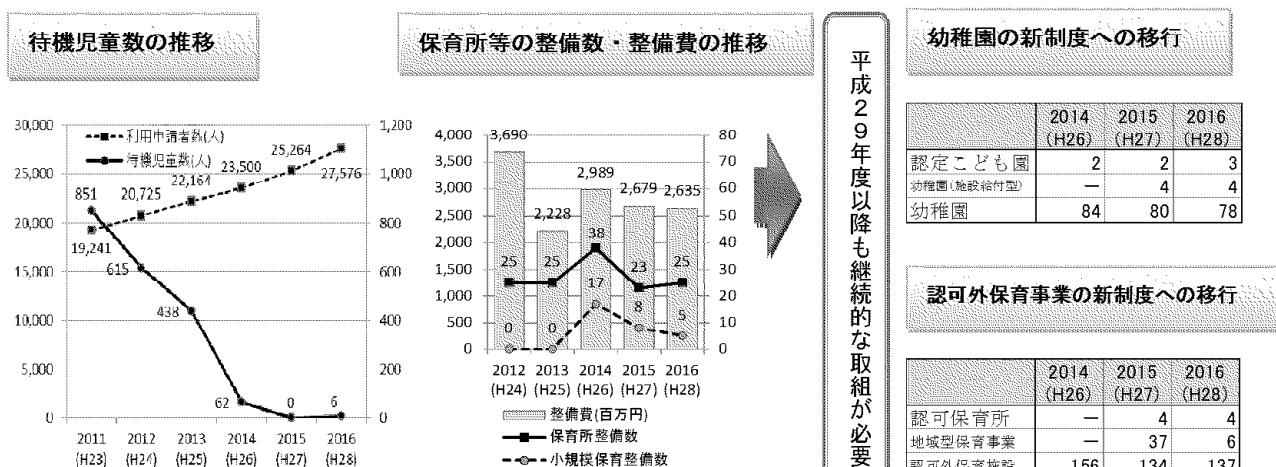
平成28年4月には、厚生労働省から「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」が示されたところですが、本市の今後の「量の見込み」は、引き続き増加が見込まれており、さらなる保育環境の整備や、地域ごとの保育需要への的確な対応が必要であり、施設整備費に対する継続的な財政措置が必要です。

- 幼稚園の実績と環境を活かし、さらに充実した教育・保育を実施し、多様なニーズへの対応を図るために、希望する施設が円滑に認定こども園に移行するための支援や、保育の質の向上を図るために、認可外保育施設の認可化及び地域型保育事業に移行するための支援を行うためには、継続的な財政措置が必要です。

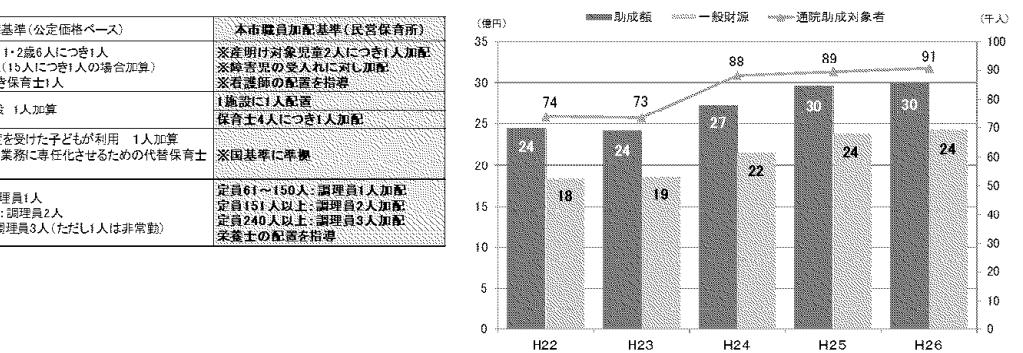
○ 国の公定価格における3歳児の職員配置の改善（20：1⇒15：1）については、平成27年4月に導入が図られたところですが、1歳児（6：1⇒5：1）及び4・5歳児（30：1⇒25：1）の職員配置の改善については、財源の確保が困難として実施時期が未定となっています。児童や保育士等の待遇改善として実効性を担保するためにも、早期に財源を確保し、加算等の仕組みを構築することが必要です。

- 幼稚園就園奨励費補助事業について、国の平成27年度の取組として、補助割合を1/3とし、市町村の超過負担を解消することとしていましたが、実際には補助割合である1/3に満たず、市が約9,200万円の超過負担をしています。
- 医療保険制度における自己負担割合は、義務教育就学前は2割、義務教育就学後以降は3割とされているところ、全ての地方自治体において地方単独事業により、更に軽減措置を講じていますが、地域間での格差が生じています。

本市でも、子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み育てるこことできる環境づくりを進めるため、小児医療費助成制度の拡充に取組んでいますが、拡充に当たっては、財政の負担が大きくなっています。



職員	国基準(公定価格ベース)		本市職員加配基準(民営保育所)	
	保育士 (年齢別配置基準)	年休代替委員 休憩・休息委員	定員30人以下施設 1人加算	定員61人以上 1人加算
保育士	0歳3人に1人、1・2歳6人に1人 3歳20人に1人(15人に1人の場合加算) 4歳以上30人に1人(15人に1人の場合加算)	※年休別配置基準	※年休別配置基準	※年休別配置基準
年休代替委員	定員90人以下施設 1人加算	休憩・休息委員	1施設に1人配置	保育士4人に1人加算
配属を要する保育士	保育標準時間認定を受けた子どもが利用 主任保育士を主任業務に専任化させるための代替保育士 1人加算	主任保育士を主任業務に専任化させるための代替保育士 1人加算	※国基準に準據	※国基準に準據
調理員	定員40人以下: 調理員1人 定員41人～150人: 調理員2人 定員151人以上: 調理員3人(ただし1人は非常勤)	定員61人以上: 調理員1人加配 定員151人以上: 調理員2人加配 定員240人以上: 調理員3人加配 ※栄養士の配置を指導	定員61人以上: 調理員1人加配 定員151人以上: 調理員2人加配 定員240人以上: 調理員3人加配 ※栄養士の配置を指導	※栄養士の配置を指導



この要請文の担当課／1～4 こども未来局子育て推進部保育課 TEL044-200-2662
5 こども未来局こども支援部こども家庭課 TEL044-200-2671

安全・安心で良好な教育環境の充実について

【文部科学省】

■ 要請事項

- 1 学校給食施設整備事業について、整備促進を図るための十分な財政措置を講ずること。
- 2 校舎等老朽化対策及び質的整備事業について、計画事業量に見合う財政措置を講ずること。
- 3 子育て世代流入による児童生徒増加への対応のため、校舎等新增改築事業について、計画事業量に見合う財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市の中学校の給食は、家庭からの弁当を基本とするミルク給食を実施しています。学校においては、教科や特別活動、給食の時間の中で食に関する指導を実施するなど、学校教育全体で食育の推進を図っています。今後、育ち盛りの生徒にとって栄養バランスがあり、安全・安心で温かい給食を提供し、さらなる食育の充実を図ることを目的に、中学校全校で完全給食を導入することを決定し、現在、PFI事業による共同調理場や配膳室等の整備を進めています。
- 本市の学校施設は、昭和40年代後半から50年代にかけて一斉に整備されたものが多く、老朽化が進んでいます。こうした状況の中で、改修による学校施設の老朽化対策、教育環境の質的向上、環境対策を行う再生整備と予防保全を基本とした長寿命化を推進するため、他都市に先駆けて学校施設長期保全計画を策定し、早期により多くの学校の教育環境の改善を図ることとしています。また、質的整備については、特に学校トイレの快適化やエレベータ設置について、学校現場や保護者のニーズが高く、計画的な取組が求められています。

- また、本市においては、大規模な住宅開発等に伴う子育て世代の流入により児童生徒が増加しているため、必要な教室数を確保するなど、良好な教育環境の確保に向けた取組を進める必要があります。こうしたことから、教育の機会均等を保障し、その水準の安定的確保を図るために、新設校の整備や校舎の増築などを進めることとしています。

■ 費用

- 平成29年度計画事業費
 - ・学校給食施設整備事業 共同調理場 事業費 約122.7億円 (国費 約14.7億円)
 - ・老朽化等対策事業 41校 事業費 約 90.0億円 (国費 約11.4億円)
 - ・質的整備事業 12校 事業費 約 5.2億円 (国費 約 1.2億円)
 - ・児童生徒増加対策事業 5校 事業費 約 22.9億円 (国費 約 2.7億円)

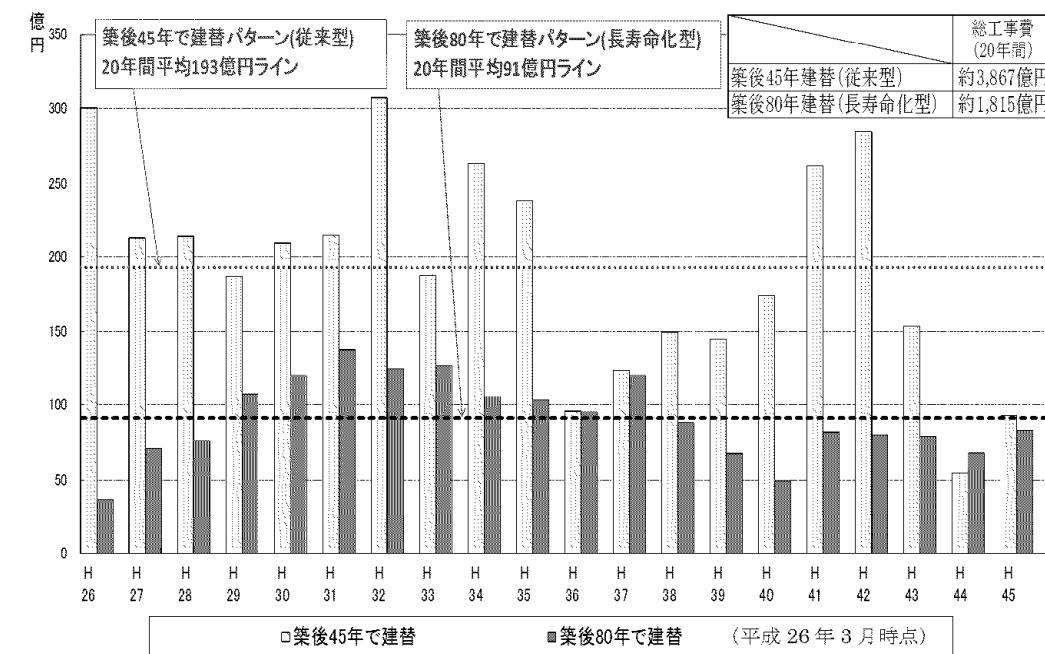
【平成29年度の主な取組み】

学校給食施設整備事業

事業内容	事業年度	概算国庫支出金額
PFI事業による共同調理場の整備 (仮称) 南部学校給食センター (仮称) 中部学校給食センター (仮称) 北部学校給食センター	PFI事業期間 平成27~43年度	約14.7億円 (29年度)

老朽化等対策事業計画

再生整備事業（校舎）	16校 (平成28~31年度)	概算国庫支出金額 約15.8億円 (29年度 約5.0億円)
再生整備事業（体育館）	14校 (平成29年度)	概算国庫支出金額 約2.9億円
予防保全事業（校舎）	2校 (平成29年度)	概算国庫支出金額 約0.8億円
予防保全事業（体育館）	2校 (平成29年度)	概算国庫支出金額 約0.3億円
外壁等剥落・落下防止工事	7校 (平成29年度)	概算国庫支出金額 約2.4億円



質的整備事業計画

事業名	学校数	事業年度	概算国庫支出金額
学校トイレ環境整備	7校	平成29年度	約1.0億円
エレベータ設置	5校	平成29年度	約0.2億円

児童生徒急増対策事業計画（校舎の増築）

学校名	事業年度	概算国庫支出金額
末長小学校 西梶ヶ谷小学校	平成28~29年度	約2.0億円 (29年度 約1.4億円)
下小田中小学校 井田小学校 塚越中学校	平成29~30年度	約3.3億円 (29年度 約1.3億円)

計画事業量に見合う財政措置を講ずること

この要請文の担当課／教育委員会事務局教育環境整備推進室 TEL 044-200-3271
教育委員会事務局中学校給食推進室 TEL 044-200-3562

殿町国際戦略拠点（KING SKYFRONT）における国家戦略特区の取組推進とイノベーション創出について

【内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省】

■ 要請事項

- 1 国家戦略特区プロジェクトの実施に必要な規制改革等を実現するとともに、自主財源で投資活動を行う事業者でも課税の特例措置が適用されるよう、貸付要件の緩和を行うこと。
- 2 ナノ医療イノベーションセンターにおけるスマートヘルスケア社会の実現に向けた革新的な研究開発・社会実装の着実な推進に必要な予算拡充を図ること。
- 3 産学連携によるアントレプレナー等のイノベーション創出を担う人材育成機能や事業化促進のための施設整備に対し財政支援策を講じること。
- 4 革新的医薬品等を実用化する研究開発型企業の国際競争力強化のため、保険適用にあたりイノベーションの成果を十分評価する制度の構築を行うとともに、予見可能性の向上を図ること。

■ 要請の背景

- 「国際的ビジネス拠点の形成」や「特区プロジェクトの研究開発成果の早期実用化」に向け、法令に規定された医療機関向けの規制の特例措置に加え、医薬品・医療機器開発の民間企業がメリットを享受できる規制改革等の実現が必要です。また、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動拠点の形成に向け、課税の特例が広く活用されることが重要であることから、自主財源で区域内に投資活動を行う事業者に対しても特例措置が適用されるよう要件の緩和が必要です。
- 国際科学イノベーション拠点整備事業による「ナノ医療イノベーションセンター」については、少子高齢化先進国において、日常生活の中で自律的に健康を手にするスマートライフケア社会の実現のために、これまで進めてきた研究開発・社会実装を一層加速させが必要です。

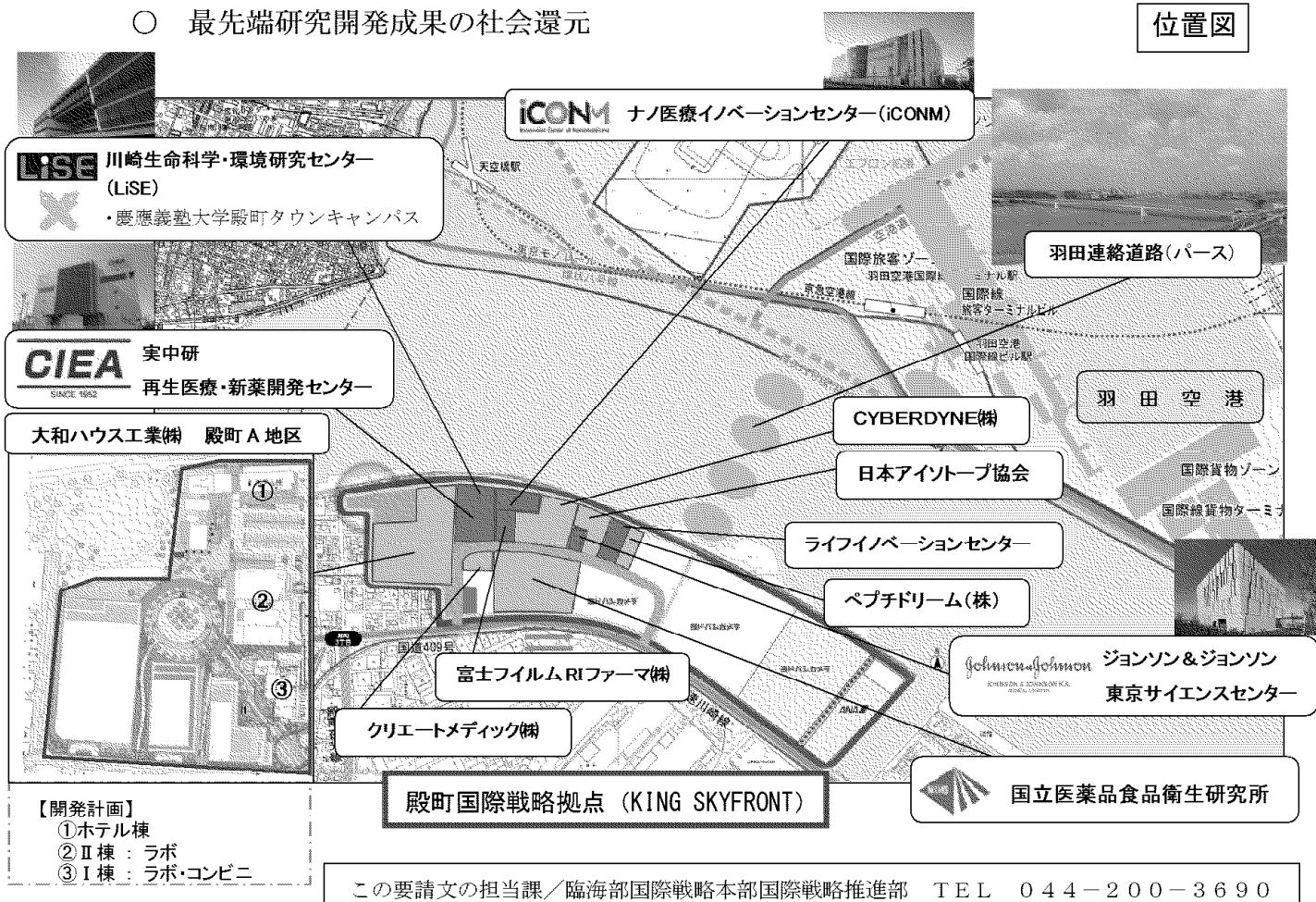
- 国際戦略拠点である殿町キングスカイフロントにおいては、技術革新と社会実装を加速し新分野や新産業の創出を目指すために、国内外の産・学・官・金の幅広い人々が集う交流・連携プラットフォームづくりを行っています。こうした中、持続的なイノベーション創出を担う人材育成機能や、事業化促進機能を充実させるための共同利用施設や設備の導入が必要です。あわせて、そのプラットフォームの運営支援が必要です。

- 革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品の早期実用化による研究開発型企業の成長と国際競争力強化のため、殿町国際戦略拠点では、ドラッグデリバリーシステムとナノテクノロジーを活用した難治性がん等の治療や、再生医療による脊椎損傷の治療に向けた研究開発等が進められています。こうした最先端の研究開発の成果を社会還元していくためには、その研究成果の革新性が薬価や保険点数等に十分反映されるような評価制度を構築するとともに、その予見可能性を向上することが必要です。

■ 効果等

- 首都圏経済の活性化・我が国の国際競争力の強化
- 研究開発機能の集積
- 最先端研究開発成果の社会還元

位置図



この要請文の担当課／臨海部国際戦略本部国際戦略推進部 TEL 044-200-3690

“水素社会”の実現に向けた川崎水素戦略の着実な推進について

【内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省・環境省】

■ 要請事項

- 1 水素・燃料電池ロードマップの着実な推進に向けて、規制改革等を積極的に進めるとともに、財政的措置を講ずること。
- 2 水素の貯蔵にあたり、高圧未満での貯蔵や水素ステーション以外の用途での高圧貯蔵について、水素ステーションと同様の規制緩和を検討すること。また、水素吸蔵合金を用いた水素貯蔵方法について、安全面における技術基準を明確にするとともに、関係法令への位置付けを行うこと。
- 3 水素パイプラインによる水素供給について、道路への配管埋設や橋梁への添架に対する安全性や設置に関する技術基準を早期に整備すること。
- 4 工場等に設置する環境性の高い水素関連施設については、工場立地法における環境施設に位置付けるなど、事業者が水素の取組を実施しやすいよう環境を整備すること。
- 5 環境性の高い水素関連のインフラ事業については、CO₂削減効果等に応じた支援策を講じること。

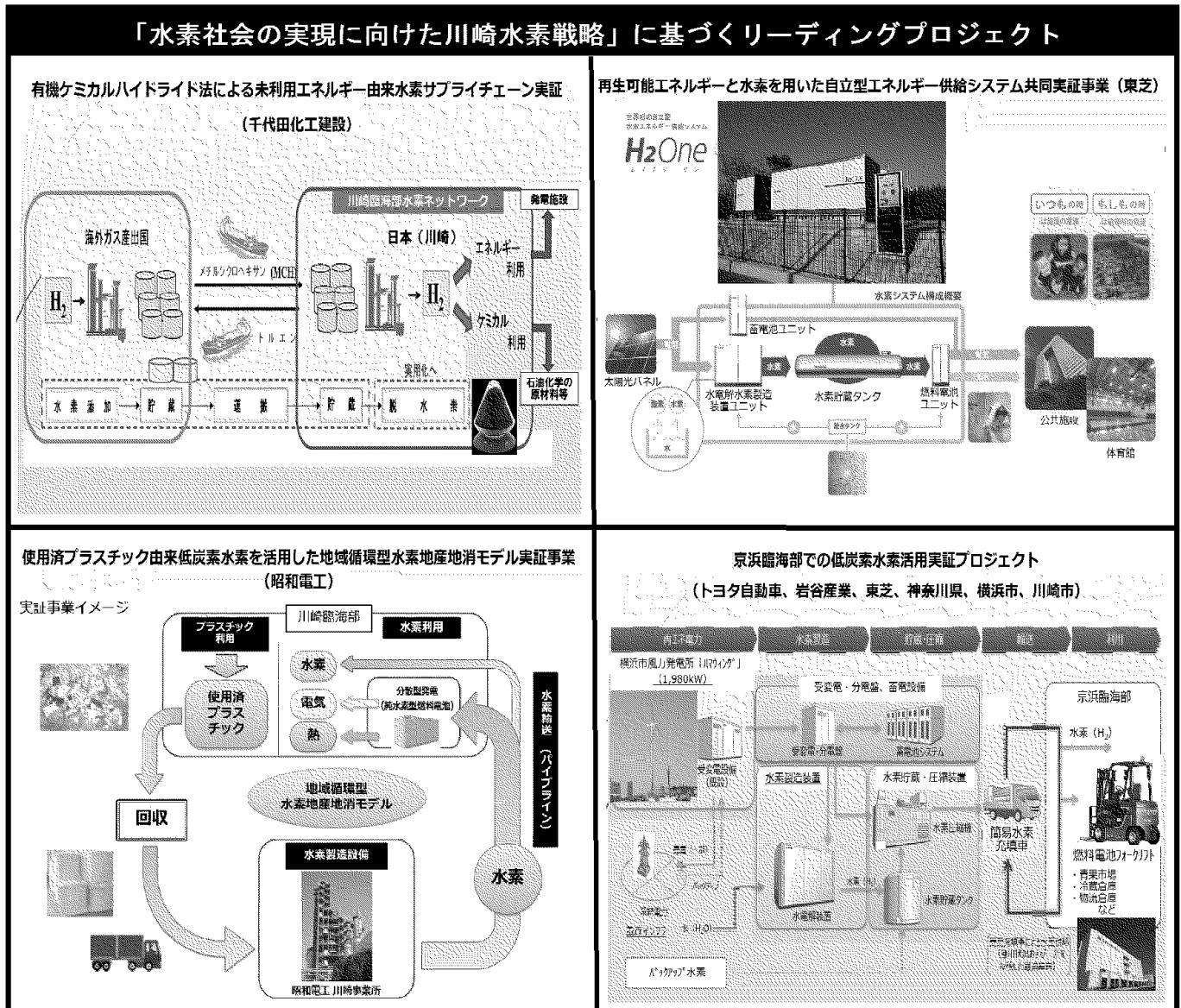
■ 要請の背景

- 国の「エネルギー基本計画」において、水素社会の実現に向けた取組を加速することが盛り込まれる中、本年3月には「水素・燃料電池ロードマップ」が改訂され、新たな目標設定や取組の具体化が行われるなど、次世代のクリーンエネルギーである水素エネルギーの重要性が一層増しています。一方、昨年末の第21回国連気候変動枠組み条約締結国会議（COP21）での合意を受けて、温室効果ガスの削減が喫緊の課題となっています。
- 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会は、世界中の注目を集め、多くの外国人が訪日することから、我が国の技術力を世界に発信する絶好の機会となります。本市においては、昨年3月に策定した「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」に基づき、「水素供給システムの構築」、「多分野にわたる水素利用の拡大」、「社会認知度の向上」を掲げて多様な主体と連携したリーディングプロジェクトを推進しており、プロジェクトの社会実装に向けて取組を進めています。
- 水素エネルギーの普及にあたっては、水素関連のポテンシャルが高い本市をフィールドとして先進的なプロジェクトを実施し、その有効性や妥当性を評価した上で技術基準を整備し全国展開していくことが有効です。
- 再生可能エネルギーと水素を用いた自立型エネルギー供給システムの市街地への導入にあたり、水素貯蔵量の上限が制約となっていることから、貯蔵方法や貯蔵量について、法令の整備も含めた新たな視点に基づく総合的な整理が必要です。

- コスト競争力のある水素のオンライン供給を実現するためには、水素配管の埋設等について、根拠法令や安全基準、設置基準の整備が必要です。
- 既存の工場や事業所等の機能更新、高機能化に向けた水素関連施設の導入促進にあたっては、工場立地法上の縁地等について新たな特例の設置が有効です。
- 水素エネルギーの導入にあたっては、既存のエネルギーインフラに対して一定程度の競争力を保有する必要があることから、CO₂の排出削減量等に応じた適切な支援措置が必要です。

■ 効果等

- エネルギー供給源の多様化、CO₂削減、環境負荷の低減
- 水素需給の拡大と水素を起点とした新たな産業の創出
- 水素の有用性と安全性に関する理解の促進、社会受容性の向上
- 再生可能エネルギーの普及促進、エネルギーの最適利用、防災機能の向上



この要請文の担当課／臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部 TEL 044-200-2095

羽田連絡道路をはじめとする臨海部地域の交通ネットワーク基盤の整備・充実について

【内閣府・国土交通省】

■ 要請事項

- 1 東京湾岸地域を結ぶ道路交通網など京浜臨海部全体の交通ネットワーク基盤の整備・充実について、東京オリンピック・パラリンピックを視野に入れた交通機能の強化に取り組むなど、必要な措置を図ること。
- 2 国家戦略特区の目標である国際的ビジネス拠点の実現に向けて、2020年を目指した羽田空港を中心とした成長戦略拠点の形成及びそれを支える羽田連絡道路の整備には国の支援が不可欠であることから、必要な財政措置等を講ずること。
- 3 首都圏の国際競争力の強化を図るため、広域的なネットワークを構築する国道357号の未整備区間について、必要な事業費を確保し、着実な整備を進めること。また、多摩川トンネルをはじめとする整備には膨大な事業費が見込まれることから、事業費の縮減や費用負担の平準化の検討を進めること。

■ 要請の背景

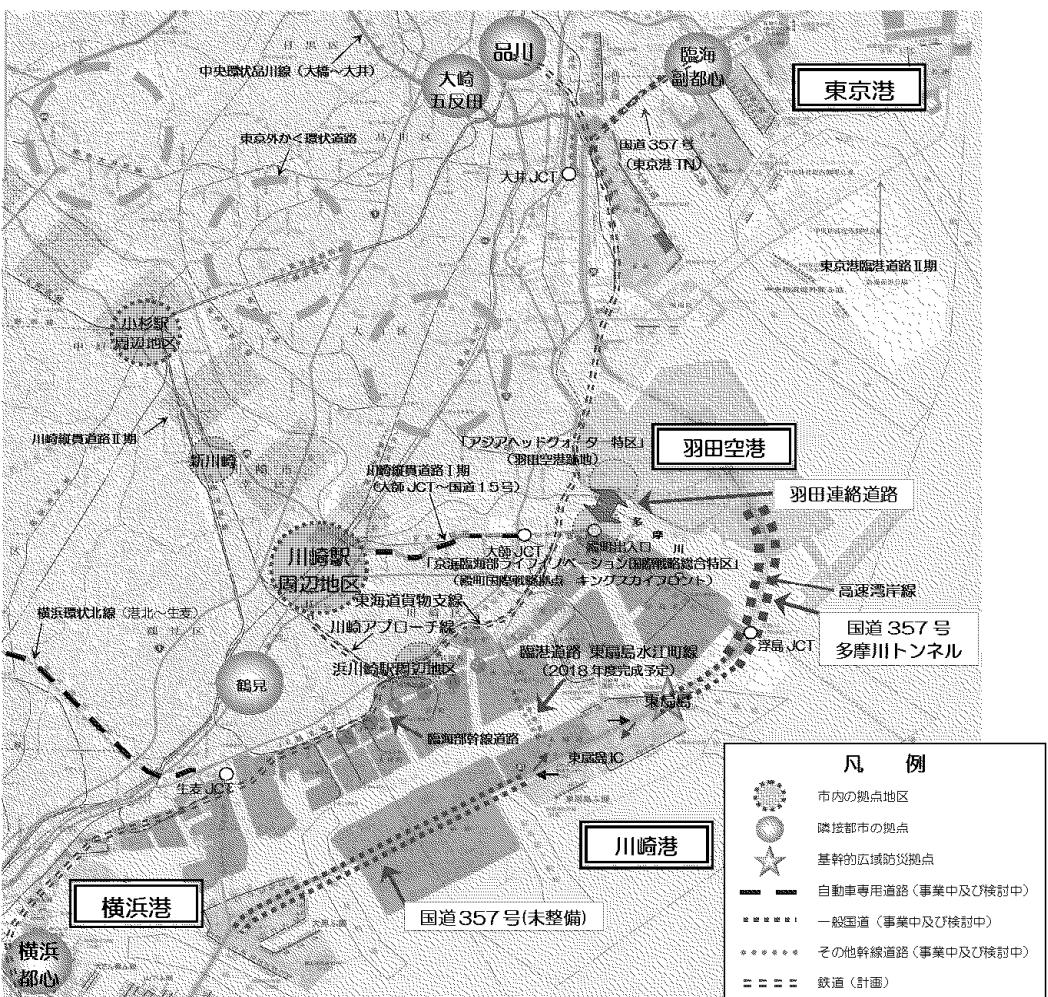
- 本市の臨海部地域は、首都圏における地理的優位性や高度な研究開発機能の集積などを強みとして、既存産業の高度化・高付加価値化や先端産業の集積・創出、物流機能の高度化などにより活力ある地域が形成され、日本経済の発展に大きく貢献しながら、持続的な発展を続けています。
- 臨海部の交通基盤は、こうした経済・産業活動を支える上で重要な役割を担っており、臨海部全体の活性化や大規模災害時における交通・物流機能の確保の観点からも交通ネットワーク基盤の整備・充実が必要であり、また東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定したことから、それを見据えた取組が求められています。
- さらに、羽田空港の24時間国際拠点空港化や東アジアのハブポートを目指す京浜港の連携強化が進む中で、首都圏の国際競争力の強化を図るために、空港、港湾の連携軸として、広域的な幹線道路ネットワークの整備が求められております。
- このような中、本市の臨海部地域では、臨港道路東扇島水江町線等が事業中であります。さらに、国家戦略特区の目標を達成するためのプロジェクトの一環として発足した「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」において、周辺のまちづくりと一体となった戦略的な都市・交通インフラの一つとして、羽田連絡道路と国道357号多摩川トンネルの整備について、関係者間で合意が図られました。
- 羽田連絡道路は、本市殿町地区と羽田空港跡地との連携を強化し、羽田空港を核とした一體的な成長戦略拠点の形成を支えるインフラとして、2020年までの完成に向け、本年度、都市計画の決定等の手続きを進めます。

○ 国道357号は、首都圏の広域的なネットワークを構築する幹線道路であり、国際競争力の強化を図るために、空港、港湾の連携軸として重要な路線です。また、本市臨海部のアクセス改善や活性化及び大規模災害時における交通・物流機能の確保の観点からも、羽田空港と大黒ふ頭間の未整備区間の整備が必要です。

○ 国道357号多摩川トンネルは、事業着手に必要な調査・設計が終わったことから、平成28年2月からトンネル工事に向けた現地での地質調査を実施しています。

■ 効果等

- 東京湾岸地域との連携強化 ○ 京浜臨海部や空港周辺の一般道路交通の整序化
- 空港へのアクセス改善 ○ 沿道環境の改善 ○ 防災機能の向上



連絡道路橋梁イメージ図（羽田空港側より多摩川上流を望む）



*第3回「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」の資料より抜粋

この要請文の担当課／臨海部国際戦略本部拠点整備推進部

TEL 044-200-2547

建設緑政局広域道路整備室

TEL 044-200-2039

まちづくり局交通政策室

TEL 044-200-3546

平成29年度
国の予算編成に対する重点要請書

平成28年5月発行

編集発行 川崎市財政局財政部資金課

川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044(200)2183